

福島町立吉岡小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義・基本理念といじめに対する本校の基本認識

(定義)

第二条 (この法律において)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

上記の考え方のもと、本校では全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントとします。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑥学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめを未然に防止するために

いじめを未然に防止するためには、様々な教育活動を通して、児童一人一人が認められ、お互いを思いやり、認め合う関係づくりに全校を挙げて取り組まなければなりません。また、一人一人を大切にしたい授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習活動での達成感・成就感を味わわせ、自尊感情を育むよう努めていきます。

一方、保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めていきます。

[児童に対して]

- ・ 児童が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、集団の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とします。
- ・ 一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせます。
- ・ 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもてるようさまざまな機会を通して指導していきます。
- ・ いじめを見て見ぬふりをするのは、「(是認の) 観衆」や「(黙認の) 傍観者」としての存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をとることの大切さを指導していきます。

[教員]

- ・ 日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念をもっていることを、さまざまな場面において児童に示します。
- ・ 児童同士、児童と教員との潤滑油としての役割を自覚し、児童一人一人が自己実現を図れるように、子どもが主役の学級経営に努めます。
- ・ 思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図ります。
- ・ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払い指導します。
- ・ 児童や保護者からの訴えには、親身になって聞きます。
- ・ いじめについての理解(構造・発見法・対処法等)を深め、自己の指導等の検証を行い、明日への指導に生かしていきます。
- ・ 一人で問題を抱え込むことなく、管理職への報告や指導部、教職員への協力を求め、組織的な対応を心掛けていきます。

[学 校]

- 全教育活動を通して、「いじめをしない、させない、許さ（見過ごさ）ない」という土壌をつくります。
- 年3回の児童実態調査（5・10・2月）時に、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態把握に努めます。また、いじめが発見された場合は、解消に努めるとともに、いじめについての理解を深め実践力の向上に努めていきます。
- アンケートなどを活用して児童の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、児童との信頼関係を深めていきます。
- 児童実態交流会（6月・11月）、学級経営反省会議（8月・1月）を開催し、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動についての話し合いを行っていきます。
- 校長は、全校集会等でいじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」ということと、いじめに気付いた時は、「止めたり、他の人に知らせたりする」ことを児童に理解させていきます。
- いつでも誰にでも相談できる体制の充実に努めていきます。
- いじめ問題に関する取組の多様化を図り、道徳科の授業、学級活動、児童会等の特別活動で自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進します。
- インターネットにより発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童に対する情報モラル教育の充実に努めます。

[保護者・地域に対して]

- 児童が発する変化のサインに気付いたときは、早急に学校に相談することの大切さを伝えていきます。
- 家庭訪問や個人懇談等の各種懇談会で児童の事態把握に努めていきます。
- いじめ問題に関する情報を発信していきます。 《懇談会、学校便り等》

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- 「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、気付いたことを共有していきます。
- インターネットを通じて行われるいじめに対しても全校体制で組織的に監視を行っていきます。
- 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合は、担任や指導部、養護教員等で教育相談活動を行い、悩みなどを聞き、把握に努めていきます。

- ・ 年3回の児童実態調査（5・10・2月）時に、いじめに関するアンケートを実施し、児童の実態把握に努めていきます。

（2）いじめの早期解決に向けて

- ・ いじめ把握時の危機管理マニュアルを整備し、組織的にいじめ早期解決に向けて行動できる体制を確立します。
- ・ いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全教職員で対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決に速やかにあたります。
- ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたります。
- ・ 観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導していきます。
- ・ 学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と連携して解決にあたります。
- ・ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら指導を行っていきます。

（3）保護者・地域、関係機関と連携した取組

- ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かしていきます。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしないようにしていきます。

4 いじめ対策のための校内組織の設置（いじめ防止委員会）

校長、教頭、該当担任、生徒指導担当、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ防止委員会）を設置し、必要に応じて委員会を開催します。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全教職員ですべての事案に対応していきます。

5 教育委員会や関係機関等との連携

- （1）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。また、必要に応じ教育委員会に北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チームの派遣を要請します。
- （2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めていきます。